

証券コード 6565

(発送日) 2025年6月9日

(電子提供措置開始日) 2025年6月3日

株 主 各 位

愛知県安城市三河安城町一丁目9番地2

ABホテル株式会社

代表取締役社長 沓 名 一 樹

第11期 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜わり厚く御礼申し上げます。

さて、当社第11期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトアクセスの上、ご確認くださいようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.ab-hotel.jp/company/>

(上記ウェブサイトへアクセスいただき、メニューより「IR情報」「株主総会招集通知」を順に選択いただき、ご確認ください。)



【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/6565/teiji/>



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

(上記の東証ウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「ABホテル」又は「コード」に当社証券コード「6565」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)



なお、当日ご出席されない場合は、書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討の上、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2025年6月23日（月曜日）午後6時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時：2025年6月24日（火曜日）午前10時30分
2. 場 所：愛知県安城市三河安城南町1丁目8番地11
ホテルグランドティアラ南名古屋 1階特設会場
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3. 会議の目的事項
報 告 事 項 第11期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）
事業報告及び計算書類報告の件
決 議 事 項
第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 取締役5名選任の件
第3号議案 監査役3名選任の件
4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）
書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載いたします。

# 事業報告

（ 2024年4月1日から  
2025年3月31日まで ）

## 1. 株式会社の現況に関する事項

### (1) 当事業年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、堅調な企業業績、雇用や所得環境の改善など、緩やかに回復が見られる一方、長期化する地政学的リスクを起因とした資源価格の高騰やそれらに伴う物価の上昇、貿易政策の不確実性によって生ずる影響等、依然として先行き不透明な状況が続いております。

こうした経済環境のもとで、当社はインバウンド需要を取り込むため、特に海外の利用頻度が高いOTA（Online Travel Agency）を拡充しました。またお客様の更なる満足度向上のため特に観光立地の朝食メニューの見直しや、一部店舗でウェルカムドリンクを無料提供するなど、宿泊稼働率の維持にも努めました。その一方で人件費や資源価格の高騰によって生ずる様々なコスト増加に対応するため、一部店舗において実施していた自社清掃店舗を拡大してコストの削減を実施しました。価格面では以前より行っていたレベニューマネジメントに磨きをかけ、コスト削減と適正価格の設定を両軸とした施策を実施いたしました。宿泊ニーズの高い立地での運営に加え、当社の主要顧客であるビジネスのお客様が堅調に推移し、尚且つインバウンド需要や国内の旅行需要が増加したことによって1室あたりの宿泊単価は上昇しながら稼働率の適正化を図った結果、前々期までに開業した既存33店舗の当事業年度における平均宿泊稼働率は85.5%（前事業年度比5.7ポイント減）となりました。

新規開発におきましては、「ABホテル伊賀上野」及び「ABホテル中津川」の2店舗を新規開業いたしました。

当社は、『健康』をキーワードに、宿泊特化型のビジネスシティホテルを全国に展開できる会社を目指してまいります。

当事業年度における業績につきましては、売上高10,679百万円（前事業年度比7.3%増）、営業利益3,962百万円（同9.7%増）、経常利益3,908百万円（同9.7%増）、当期純利益は2,542百万円（同9.9%増）となり、それぞれの指標にて過去最高を更新いたしました。

なお、事業別の業績については、単一事業（ホテル事業）であるため、記載を省略しております。

## ② 設備投資の状況

当事業年度中の設備投資額は3,805百万円であり、その主なものは、次のとおりであります。

### イ. 当事業年度中に完成した主要設備

ＡＢホテル伊賀上野及びＡＢホテル中津川の新設  
ＡＢホテル新館、伊勢崎、宇部新川の取得

### ロ. 当事業年度において継続中の主要設備の新設、拡充

ＡＢホテル越前武生、犬山、伊万里、茅野、大野神戸インター及び倉敷水島 以上6店舗の新設

### ハ. 当事業年度中に実施した重要な固定資産の売却、撤去、滅失

該当事項はありません。

## ③ 資金調達の状況

当事業年度におきましては、安定した新規出店に対する設備投資資金の調達を行うため、新たに金融機関と総額600百万円の当座貸越枠を締結いたしました。また所要資金として金融機関より長期借入金2,400百万円の資金調達を行っております。

## (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

| 区 分            | 第 8 期<br>(2022年3月期) | 第 9 期<br>(2023年3月期) | 第 10 期<br>(2024年3月期) | 第 11 期<br>(当事業年度)<br>(2025年3月期) |
|----------------|---------------------|---------------------|----------------------|---------------------------------|
| 売 上 高(千円)      | 6,345,315           | 8,796,150           | 9,947,923            | 10,679,046                      |
| 経 常 利 益(千円)    | 937,638             | 2,924,160           | 3,562,917            | 3,908,675                       |
| 当 期 純 利 益(千円)  | 567,682             | 1,807,060           | 2,312,636            | 2,542,465                       |
| 1株当たり当期純利益 (円) | 40.05               | 127.48              | 163.14               | 179.36                          |
| 総 資 産(千円)      | 20,441,048          | 21,611,734          | 22,860,676           | 26,285,579                      |
| 純 資 産(千円)      | 6,540,744           | 8,291,058           | 10,433,467           | 12,749,068                      |
| 1株当たり純資産 (円)   | 461.41              | 584.88              | 736.02               | 899.37                          |

## (3) 重要な親会社の状況

### 親会社の状況

| 会 社 名  | 資 本 金    | 当社に対する<br>議 決 権 比 率 | 当社との関係    |
|--------|----------|---------------------|-----------|
| 株式会社東祥 | 1,580百万円 | 52.8%               | 不動産賃貸借取引他 |

- (注) 1. 親会社である株式会社東祥との取引については、市場実勢等を勘案して価格及び取引条件が他の取引条件と同等の水準となるよう検討し決定しております。当社取締役会は、このような取引条件を把握し、当社グループの利益を害するものではないことを確認したうえで、取引ごとにその適正性・妥当性を判断しております。
2. 親会社と当社との間には、事業活動を行う上での承認事項等、当社の重要な財務及び事業の方針に関する特段の制約はありません。当社は当社独自の経営判断で事業活動や経営上の決定を行っており、親会社からの一定の独立性が確保されているものと考えております。

#### (4) 対処すべき課題

##### ① 既存施設の収益向上

当社は、既存店の収益力の維持及び向上が、最大の課題の1つと考えております。お客様の安全、満足度の向上を第一に考え、快適な宿泊を提供できるように店舗施設を適切に維持管理しつつ、収益力の増強を目指し、付加価値提供等サービス内容を充実させて顧客満足度の向上につなげ、OTA（※）の各販売サイトの表示に工夫を行って新規顧客をより効率的に確保するとともに、ABホテル会員も含めてリピーターの増加を図ること等々により、単価の底支えや上昇及び稼働率の維持・向上に努めてまいります。

また当社は、2025年3月期を初年度とする中期経営計画「NEXT STAGE 2027」を策定しております。当該計画の目標に向けた諸施策に取り組んでいきます。

※OTAとは、Online Travel Agencyの略称でインターネット上のみで取引を行う楽天トラベルやじゃらん等の旅行会社を指します。

##### ② 新規出店候補地の確保

当社は、成長戦略として、単独店舗の経常利益率を35%とする出店基準を設定して、駅前や主要インターチェンジ付近などビジネスでの利用が見込める地域を中心とした新規出店候補地の選定に取り組み、年間3店舗以上を目標に新規開発を行い、長期的には100店舗体制を目指してまいります。

##### ③ 投資金額の増加と財務体質の強化について

当社は今後も新規開発を行う予定であります。設備投資資金につきましては、現在、金融機関からの借入金による資金調達が主となっております。今後は、収益力の強化、建物リース等の採用によりバランスシートの更なる改善を図ってまいります。

④ 人材の確保と育成

足元の雇用環境においては、多くの業種業界において人手不足への対応が事業成長における大きな課題となっており、長く働きたいと思える環境を構築することが必要と捉えております。当社では、施設の増加に伴う社員の確保と教育、また、当社は一部ホテルの事業運営を業務委託方式により行っていることから、支配人の育成は必要不可欠であると考えております。今後も、安定したサービスの提供、サービスの質の向上を組織的に行い、企画開発力、環境対応力の向上を図り、経営基盤の強化及び業績の安定拡大に努め、ひいてはお客様満足度の向上に努めなければならないと考えております。

⑤ サステナビリティ経営の推進

当社はサステナビリティ経営の推進のため、サステナビリティ委員会を設置しております。委員会では、サステナビリティに関する重要課題を把握するとともに、各課題についてアクションプランを議論し、可能な限り各事業の業務の中に落とし込むことによってサステナビリティを推進し、その実行状況を必要に応じて取締役会で付議または報告することによって、継続的に成果が得られる体制を構築してまいります。

(5) 主要な事業内容（2025年3月31日現在）

ホテル事業

お客様のニーズに着実にお応えし、心休まる快適な空間、サービスを提供する『ABホテル』（ビジネスホテル）を運営

(6) 主要な事業所等（2025年3月31日現在）

|         |                                                                                                        |
|---------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 本社      | 愛知県安城市三河安城町一丁目9番地2                                                                                     |
| ビジネスホテル | 愛知県14棟、埼玉県1棟、石川県1棟、群馬県1棟、<br>奈良県1棟、岐阜県5棟、静岡県2棟、京都府1棟、<br>滋賀県3棟、山口県1棟、福岡県1棟、大阪府2棟、<br>長野県1棟、千葉県1棟、三重県1棟 |

(7) 従業員の状況（2025年3月31日現在）

① 事業別の従業員の状況

| 事業部門  | 従業員数 | 前事業年度末比増減 |
|-------|------|-----------|
| 本社部門  | 28名  | 6名増       |
| ホテル事業 | 58名  | 20名増      |
| 合計    | 86名  | 26名増      |

（注）1. 臨時社員（パートタイマー等）の当事業年度末雇用人員は、181名であります。

なお、臨時社員の雇用人数は、月間170時間換算で計算しております。

2. 従業員数が前事業年度末と比べ26名増加しておりますが、これは新規出店に伴う人員体制強化及び直営店舗を増やしたためであります。

② 従業員の状況

| 従業員数 | 前事業年度末比増減 | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|------|-----------|-------|--------|
| 86名  | 26名増      | 35.7歳 | 2.3年   |

（注）1. 臨時社員（パートタイマー等）の当事業年度末雇用人員は、181名であります。

なお、臨時社員の雇用人数は、月間170時間換算で計算しております。

2. 当社は、2014年10月1日に株式会社東祥の新設分割により設立しておりますので、同日からの平均勤続年数を記載しております。

(8) 主要な借入先 (2025年3月31日現在)

| 借 入 先                 | 借 入 残 高 (千円) |
|-----------------------|--------------|
| 碧 海 信 用 金 庫           | 1,683,750    |
| 株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行   | 1,197,780    |
| 株 式 会 社 滋 賀 銀 行       | 959,280      |
| 株 式 会 社 十 六 銀 行       | 939,022      |
| 豊 田 信 用 金 庫           | 564,970      |
| 株 式 会 社 福 井 銀 行       | 391,000      |
| 株 式 会 社 北 陸 銀 行       | 369,940      |
| 株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行 | 325,000      |
| 株 式 会 社 京 都 銀 行       | 209,440      |
| 株 式 会 社 名 古 屋 銀 行     | 169,540      |

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

当社は、2020年1月7日付で、当社と東祥東海リート投資法人（以下、「東祥東海リート」という。）及び当社の親会社である株式会社東祥（以下、「東祥」という。）の100%子会社である東祥アセットマネジメント株式会社（以下、「東祥アセットマネジメント」という。）との間でスポンサーサポート契約を締結しておりましたが、東祥が東祥アセットマネジメントを株式譲渡したことによって、2024年8月1日をもって私募リートに係るスポンサーサポート契約の解除をいたしました。解除した契約は以下のとおりであります。

① 本契約の目的

当社が、東祥東海リート及び東祥アセットマネジメントに対してスポンサーサポート業務（その内容は「②本契約書の概要」に記載。）を提供することにより、東祥東海リーートの安定的かつ継続的な不動産等の取得の機会を確保し、また、東祥東海リート及び東祥アセットマネジメントの不動産運営管理を向上させ、東祥東海リーートの持続的な成長及び安定運用を図ることを目的とします。

## ② 本契約書の概要

有効期間 本契約の締結日から５年間

スポンサーサポート業務の主な内容

- a. 売却物件の優先交渉権の付与
- b. 第三者売却物件の優先情報提供
- c. ウェアハウジング機能の提供
- d. 資産の取得業務及び運営業務等の支援
- e. リーシングサポートの提供
- f. プロパティマネジメントの提供
- g. その他の支援

## 2. 株式に関する事項 (2025年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 53,760,000株  
 (2) 発行済株式の総数 14,176,000株  
 (3) 株主数 2,714名  
 (4) 大株主 (上位10名)

| 株 主 名                                                                       | 持 株 数       | 持 株 比 率    |
|-----------------------------------------------------------------------------|-------------|------------|
| 株 式 会 社 東 祥                                                                 | 千株<br>7,480 | %<br>52.77 |
| A B 開 発 合 同 会 社                                                             | 5,040       | 35.55      |
| 三 浦 寛 之                                                                     | 66          | 0.47       |
| 東 京 短 資 株 式 会 社                                                             | 58          | 0.41       |
| 上 田 八 木 短 資 株 式 会 社                                                         | 54          | 0.38       |
| J P モ ル ガ ン 証 券 株 式 会 社                                                     | 49          | 0.35       |
| 株 式 会 社 S B I 証 券                                                           | 47          | 0.34       |
| 飯 塚 誠                                                                       | 45          | 0.32       |
| B N Y G C M C L I E N T A C C<br>O U N T J P R D A C I S G<br>( F E - A C ) | 36          | 0.26       |
| 株 式 会 社 G E N                                                               | 36          | 0.26       |

- (注) 1. 持株比率は自己株式466株を控除して計算しております。  
 2. A B開発合同会社は、当社代表取締役沓名一樹の資産管理会社であり、2025年5月13日にA B開発株式会社に組織変更しております。

### 3. 会社役員の状況

#### (1) 取締役及び監査役の状況（2025年3月31日現在）

| 地 位           | 氏 名       | 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況                                         |
|---------------|-----------|-----------------------------------------------------------------|
| 代 表 取 締 役 社 長 | 杓 名 一 樹   | A B 開 発 合 同 会 社 代 表 社 員                                         |
| 取 締 役         | 大 津 玄     | ホ テ ル 事 業 部 長                                                   |
| 取 締 役         | 石 原 大 輔   | 知 立 法 律 事 務 所 代 表                                               |
| 取 締 役         | 杉 坂 美 由 紀 | 杉 坂 司 法 書 士 事 務 所 代 表                                           |
| 常 勤 監 査 役     | 小 林 哲 司   |                                                                 |
| 監 査 役         | 小 野 内 宣 行 | 小 野 内 会 計 事 務 所 所 長<br>株 式 会 社 日 本 エ ス ・ エ ム ・ シ ー<br>代 表 取 締 役 |
| 監 査 役         | 光 岡 要 次 郎 | 光 岡 会 計 事 務 所 所 長<br>シ ン ポ 株 式 会 社 社 外 監 査 役                    |

- (注) 1. 取締役石原大輔氏及び杉坂美由紀氏は、社外取締役であります。
2. 監査役小野内宣行氏及び光岡要次郎氏は、社外監査役であります。
3. 監査役小野内宣行氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査役光岡要次郎氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 当社は、取締役石原大輔氏及び杉坂美由紀氏、監査役小野内宣行氏並びに監査役光岡要次郎氏を東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。

#### (2) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役並びに監査役全員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。

当該保険契約により被保険者の経営判断に関わる責任を追及する訴訟の損害を当該保険契約によって補填することとしております。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者の重大な過失があった場合には補填の対象としないこととしております。

### (3) 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年4月14日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について監査役会へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、監査役会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

#### 1. 基本方針

当社の取締役の報酬は、持続的な企業価値向上のため業務執行・経営監督の機能に応じて、それぞれが適切に発揮できる役員報酬制度を定めております。当社の役員報酬制度の基本的な考え方は以下のとおりです。

#### 2. 取締役の報酬に係る方針

##### a. 基本報酬

基本報酬は、役位（社長等）、職責、会社への貢献度、在籍年数等に応じて総合的に勘案し決定し、毎月現金で支払っております。

##### b. 業績連動報酬

業績連動報酬は、持続的な業績向上に対する意識を高めるため、中期事業計画及び単年度の売上高及び経常利益（率）の目標値に対する達成状況並びに過去実績からの成長率に応じて取締役会にて検討し、その決定で定められた日程に従い現金にて支払いを行います。

##### c. 役員退職慰労金

役員退職慰労金は、長期間にわたり当社へ貢献したことに報いるため月額報酬と役職別倍率を用いて算出いたします。退任後到来する株主総会にて内規に基づき決議し、決定された金額を支給します。

### 3. 構成内容

a. 当社の取締役報酬の構成内容は下記のとおりです。

| 職位        | 構成内容                 |
|-----------|----------------------|
| 代表取締役・取締役 | 基本報酬・業績連動型報酬・役員退職慰労金 |
| 社外取締役     | 基本報酬                 |

b. 当社の固定報酬、業績連動報酬等の報酬額の全体に対する方針は下記のとおりです。

持続的な企業の成長に資する内容となるよう割合を決定します。

### 4. 取締役報酬の決定に関する事項

当社の取締役報酬の決定は、取締役会で決定された上記1～3の方針に則り、取締役会において業績等を勘案し検討した後、取締役会により委任された代表取締役が株主総会で決定された範囲において決定します。

取締役及び監査役に支払った報酬等の総額

| 役員区分      | 報酬等の総額<br>(千円) | 報酬等の種類別の総額(千円) |        |       | 対象となる<br>役員の員数 |
|-----------|----------------|----------------|--------|-------|----------------|
|           |                | 基本報酬           | 業績連動報酬 | 退職慰労金 |                |
| 取締役       | 96,875         | 77,660         | 12,715 | 6,500 | 4              |
| (うち社外取締役) | (1,310)        | (1,310)        | (－)    | (－)   | (2)            |
| 監査役       | 9,828          | 8,310          | 1,008  | 510   | 3              |
| (うち社外監査役) | (1,680)        | (1,680)        | (－)    | (－)   | (2)            |
| 合 計       | 106,703        | 85,970         | 13,723 | 7,010 | 7              |
| (うち社外役員)  | (2,990)        | (2,990)        | (－)    | (－)   | (4)            |

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、2014年10月9日開催の臨時株主総会決議において、年額200万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議されております。  
当該株主総会終結時点の取締役の員数は、3名です。
3. 監査役の報酬限度額は、2014年10月9日開催の臨時株主総会決議において、年額30万円以内と決議されております。  
当該株主総会終結時点の監査役の員数は、1名です。

4. 退職慰労金には、当事業年度における役員退職慰労引当金の繰入額を記載しております。
5. 取締役会は、代表取締役香名一樹氏に対し、各取締役の基本報酬の額及び社外取締役を除く各取締役の担当部門の業績等を踏まえた賞与の評価配分の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ、各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。なお、委任された内容の決定にあたっては、事前に取締役会がその妥当性等について確認しております。
6. 業績連動報酬等にかかる業績指標は中期事業計画及び単年度の売上高及び経常利益（率）の目標値に対する達成状況並びに過去実績からの成長率であり、その実績は、売上高10,679百万円、経常利益3,908百万円（経常利益率36.6%）売上高成長率7.3%、経常利益成長率9.7%であります。目標値に対する達成状況は、売上高10,300百万円に対し3.7%増、経常利益3,620百万円に対し8.0%増でありました。当社の業績連動報酬は、職位別等の基本報酬額に対して、達成率及び達成状況から判断し算定しております。

#### (4) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
  - ・石原大輔氏は、知立法律事務所代表であります。当社と兼職先との間に特別の関係はありません。
  - ・杉坂美由紀氏は、杉坂司法書士事務所代表であります。当社と兼職先との間に特別の関係はありません。
  - ・小野内宣行氏は、小野内会計事務所所長及び株式会社日本エス・エム・シー代表取締役であります。当社と兼職先との間に特別の関係はありません。
  - ・光岡要次郎氏は、光岡会計事務所所長及びシンボ株式会社社外監査役であります。当社と兼職先との間に特別の関係はありません。

- ② 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく賠償責任の限度額は、各社外取締役及び各社外監査役とも同法第425条第1項に定める額としております。

③ 当事業年度における主な活動状況

|                    | 出席状況、発言状況及び<br>社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要                                                                                                                                                                                 |
|--------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 社外取締役<br>石 原 大 輔   | <p>当事業年度に開催された取締役会15回のうち15回の全てに出席いたしました。</p> <p>主に弁護士の見地から、取締役会では当該視点から積極的に意見を述べており、特に法制的リスクの回避方法や法改正（特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律等）について専門的な立場から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。</p>                           |
| 社外取締役<br>杉 坂 美 由 紀 | <p>2024年6月26日開催の第10期定時株主総会において選任され、就任以降に開催された取締役会13回のうち13回の全てに出席いたしました。</p> <p>主に司法書士の見地から、取締役会では当該視点から積極的に意見を述べており、特に法改正（2026年4月から施行される住所等の変更登記の申請の義務化等）について専門的な立場から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。</p> |
| 社外監査役<br>小 野 内 宣 行 | <p>当事業年度に開催された取締役会15回の全てに出席いたしました。また監査役会15回の全てに出席いたしました。</p> <p>主に税理士の見地から、取締役会では当該視点から積極的に意見を述べております。また、各社の経営者の考え方を紹介するなど会社のあるべき姿について意見を述べており、適正性を確保するための適切な役割を果たしております。</p>                                            |

|                | 出席状況、発言状況及び<br>社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要                                                                                                                                                         |
|----------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 社外監査役<br>光岡要次郎 | <p>当事業年度に開催された取締役会15回の全てに出席いたしました。また監査役会15回の全てに出席いたしました。</p> <p>公認会計士としての専門的見地から、積極的に意見を述べており、特に新規出店時の計画策定時などにおいては、その計画の妥当性を確認し、損金認識に関する指摘をする等、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。</p> |

(5) 会計監査人に関する事項

① 会計監査人の名称

監査法人東海会計社

② 会計監査人に対する報酬等

|                                |          |
|--------------------------------|----------|
| 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額         | 12,230千円 |
| 当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 12,230千円 |

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積りの算定根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は、不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務執行に支障がある場合等、その必要がある判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人との間では、会社法第427条第1項に定める契約締結は行っておりません。

#### 4. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

##### (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役及び使用人が遵守すべき規範、とるべき行動の基準を示した「経営計画書」、「服務規律」を全従業員に周知徹底させるとともに、必要に応じてその内容を追加及び修正しております。また、月1回以上常勤の取締役で構成され開催されている「経営会議」において、各事業の重要事項を検討しております。内部統制室は、全社の内部監査を実施し、定期的に代表取締役及び監査役等に報告しております。

##### (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の意思決定または取締役に対する報告に対しては、「取締役会規程」、「文書管理規程」及び「稟議規程」の定めるところに従い、取締役会の議事録、稟議書等を作成し、適切に保存及び管理しております。

##### (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社の「組織規程」、「業務分掌規程」、「職務権限規程」及びその他の社内規程に基づき、各取締役が担当の分掌範囲において責任を持ってリスク管理体制を構築しております。リスク管理の観点から重要事項については、取締役会の決議により規程の制定、改廃を行っております。

##### (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

常勤の取締役で構成されている「経営会議」は月1回以上、監査役同席のもと行われる「取締役会」は月1回以上開催され、各取締役からの提案事項に対し、経営上重要な決定を行っております。

##### (5) 企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、効果的かつ効率的なグループ経営を行うため、親会社との間で定期的な報告会を開催し、当社の業況や重要な案件について情報の共有化を図っております。

- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役は、監査業務に必要な事項を経理部等に依頼することができ、監査役より監査業務に必要な依頼を受けた使用人は、その依頼に関して取締役及び取締役会の指揮命令を受けないこととなっております。

- (7) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

- ① 監査役は、「取締役会」、「経営会議」、その他の重要な会議に出席するとともに、取締役からその職務の執行状況を聴取し、関係資料を閲覧し、意見を述べるができる体制をとっております。
- ② 取締役及び使用人は、会社に重要な損失を与える事象が発生し、又は発生する恐れがあるとき、取締役及び使用人が違法又は不正な行為を発見したとき、その他監査役が報告すべきものと定めた事象が発生したときは、監査役に報告します。

- (8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役及び使用人は、監査役から会社情報等の提供を求められたときは遅滞なく提供できるようにする等監査役監査の環境を整備するよう努めております。
- ② 監査役は、代表者との定期的な意見交換を開催し、併せて内部統制室との連携を図ります。
- ③ 監査役は、会計監査人から会計監査の方法及び監査結果についての報告を受け、連携をとっております。

- (9) 監査役への報告をした者が不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、内部通報制度等を通じて報告を行った役職員（報告者）に対して、報告をしたことを理由に不利益な取扱いを受けない旨社内規程で規定しており、当該体制を整備しております。

**(10) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項**

当社は、監査役がその職務の執行について生ずる費用が発生した場合、又はその費用の前払の請求を行う場合、速やかに該当費用等の処理をいたします。

**(11) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要**

当社は、上記の業務の適正を確保するための体制について、内部統制システムの整備及び運用状況について継続的に確認し調査を実施しており、取締役会にその内容を報告しております。また、確認調査の結果判明した問題点につきましては、是正措置を行い、より適切な内部統制システムの運用に努めております。なお、当事業年度に実施した当社における内部統制システムの主な運用状況は次のとおりであります。

**① コンプライアンス等に関する取組み**

当社は、年1回開催している「経営計画発表会」において、当社の行動規範を定める「経営計画書」について、社長をはじめとする経営陣が全社員向けに直接説明するとともに、新入社員研修時に法令順守等に関する研修を実施しております。

**② リスク管理体制の強化**

損失の危険の管理に関しましては、各取締役が担当の分掌範囲において実施しており、災害等発生時においては、発生状況、対応方法等について「経営会議」及び「取締役会」に報告しております。

**③ 監査役の監査体制**

監査役は、監査計画に基づき監査を実施しており、「経営会議」及び「取締役会」に出席する等の方法により、取締役からの報告事項を確認しております。また、内部統制室における内部監査に同行し使用人へのヒアリング等を実施しております。

取締役及び使用人は、監査役から情報等の提供を求められた場合に速やかに提供するように努めております。また、監査役は、四半期に一度、株式会社東洋の内部統制室及び会計監査人との意見交換を実施しており、その内容について代表者とも意見交換を実施しております。

# 貸 借 対 照 表

(2025年3月31日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部                |                   | 負 債 の 部                  |                   |
|------------------------|-------------------|--------------------------|-------------------|
| 科 目                    | 金 額               | 科 目                      | 金 額               |
| <b>流 動 資 産</b>         | <b>6,738,203</b>  | <b>流 動 負 債</b>           | <b>4,568,778</b>  |
| 現 金 及 び 預 金            | 5,920,492         | 短 期 借 入 金                | 521,000           |
| 売 掛 金                  | 695,413           | 1年内返済長期借入金               | 1,670,506         |
| 貯 蔵 品                  | 21,679            | リ ー ス 債 務                | 427,462           |
| 前 払 費 用                | 53,579            | 未 払 金                    | 766,329           |
| そ の 他                  | 47,038            | 未 払 費 用                  | 155,880           |
| <b>固 定 資 産</b>         | <b>19,547,376</b> | 未 払 法 人 税 等              | 807,986           |
| <b>有 形 固 定 資 産</b>     | <b>18,690,347</b> | 契 約 負 債                  | 210,141           |
| 建 築 物                  | 12,358,106        | 預 り 金                    | 9,369             |
| 構 築 物                  | 432,555           | そ の 他                    | 102               |
| 機 械 装 置                | 26,619            | <b>固 定 負 債</b>           | <b>8,967,732</b>  |
| 工 具 器 具 備 品            | 47,140            | 長 期 借 入 金                | 5,533,686         |
| 土 地                    | 2,654,802         | 長 期 リ ー ス 債 務            | 2,430,611         |
| リ ー ス 資 産              | 2,759,663         | 退 職 給 付 引 当 金            | 5,018             |
| 建 設 仮 勘 定              | 411,460           | 役 員 退 職 慰 労 引 当 金        | 57,770            |
| <b>無 形 固 定 資 産</b>     | <b>31,161</b>     | 資 産 除 去 債 務              | 909,111           |
| ソ フ ト ウ ェ ア            | 6,084             | 預 り 保 証 金                | 31,535            |
| そ の 他                  | 25,077            | <b>負 債 合 計</b>           | <b>13,536,511</b> |
| <b>投 資 そ の 他 の 資 産</b> | <b>825,867</b>    | <b>純 資 産 の 部</b>         |                   |
| 投 資 有 価 証 券            | 500               | 株 主 資 本                  | 12,749,068        |
| 出 資 金                  | 40                | 資 本 金                    | 953,920           |
| 長 期 前 払 費 用            | 6,928             | 資 本 剰 余 金                | 1,387,438         |
| 繰 延 税 金 資 産            | 264,554           | 資 本 準 備 金                | 878,920           |
| 敷 金 及 び 保 証 金          | 552,894           | そ の 他 資 本 剰 余 金          | 508,518           |
| 会 員 権                  | 950               | 利 益 剰 余 金                | 10,408,652        |
| <b>資 産 合 計</b>         | <b>26,285,579</b> | そ の 他 利 益 剰 余 金          | 10,408,652        |
|                        |                   | 繰 越 利 益 剰 余 金            | 10,408,652        |
|                        |                   | 自 己 株 式                  | △941              |
|                        |                   | <b>純 資 産 合 計</b>         | <b>12,749,068</b> |
|                        |                   | <b>負 債 及 び 純 資 産 合 計</b> | <b>26,285,579</b> |

(注) 記載金額は、千円未満を切捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

( 2024年4月1日から  
2025年3月31日まで )

(単位：千円)

| 科 目                     | 金 額        |
|-------------------------|------------|
| 売 上 高                   | 10,679,046 |
| 売 上 原 価                 | 6,053,189  |
| 売 上 総 利 益               | 4,625,856  |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費     | 663,019    |
| 営 業 利 益                 | 3,962,837  |
| 営 業 外 収 益               |            |
| 受 取 利 息 及 び 配 当 金       | 2,043      |
| 受 取 手 数 料               | 24,399     |
| 補 助 金 収 入               | 1,889      |
| そ の 他                   | 10,607     |
| 営 業 外 費 用               |            |
| 支 払 利 息                 | 76,255     |
| 紛 失 補 償 金               | 11,839     |
| そ の 他                   | 5,007      |
| 経 常 利 益                 | 3,908,675  |
| 税 引 前 当 期 純 利 益         | 3,908,675  |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 | 1,412,653  |
| 法 人 税 等 調 整 額           | △46,443    |
| 当 期 純 利 益               | 2,542,465  |

(注) 記載金額は、千円未満を切捨てて表示しております。

# 株主資本等変動計算書

( 2024年4月1日から  
2025年3月31日まで )

(単位：千円)

|           | 株主資本    |         |          |           |            |      |            | 純資産合計      |
|-----------|---------|---------|----------|-----------|------------|------|------------|------------|
|           | 資本金     | 資本剰余金   |          |           | 利益剰余金      | 自己株式 | 株主資本合計     |            |
|           |         | 資本準備金   | その他資本剰余金 | 資本剰余金合計   | その他利益剰余金   |      |            |            |
|           |         |         |          |           | 繰越利益剰余金    |      |            |            |
| 当 期 首 残 高 | 953,920 | 878,920 | 508,518  | 1,387,438 | 8,092,996  | △886 | 10,433,467 | 10,433,467 |
| 当 期 変 動 額 |         |         |          |           |            |      |            |            |
| 剰余金の配当    |         |         |          |           | △226,809   |      | △226,809   | △226,809   |
| 当 期 純 利 益 |         |         |          |           | 2,542,465  |      | 2,542,465  | 2,542,465  |
| 自己株式の取得   |         |         |          |           |            | △55  | △55        | △55        |
| 変 動 額 合 計 | －       | －       | －        | －         | 2,315,656  | △55  | 2,315,600  | 2,315,600  |
| 当 期 末 残 高 | 953,920 | 878,920 | 508,518  | 1,387,438 | 10,408,652 | △941 | 12,749,068 | 12,749,068 |

(注) 記載金額は、千円未満を切捨てて表示しております。

## 個 別 注 記 表

### 1. 重要な会計方針に係る事項

#### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法によっております。

#### (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は、原価法（収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法）によっております。

貯蔵品

最終仕入原価法

#### (3) 固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。

ただし1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっておりますが、取得価額が10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、全額費用処理しております。

##### ② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

ただし、ソフトウェアの自社利用分については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

##### ③ リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とする定額法を採用しております。残存価額については、リース契約上に残価保証の取り決めがあるものは当該残価保証額とし、その他のものについては零としております。

##### ④ 長期前払費用

均等償却によっております。

なお、償却期間については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

#### (4) 引当金の計上基準

##### ① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。なお、当事業年度においては、貸倒実績はなく、また貸倒懸念債権等もないため、貸倒引当金を計上しておりません。

##### ② 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

##### ③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務に基づき計上しております。なお、退職給付債務は、簡便法（退職給付にかかわる期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法）により計算しております。

#### (5) 収益及び費用の計上基準

当社は「ＡＢホテル」の名称でホテルを展開するホテル事業を営んでおり、主に、宿泊サービスを提供し宿泊約款に基づき客室を利用させる履行義務を負っております。宿泊サービスでは、顧客にルームキーを引き渡し顧客が客室を占有したときに履行義務を充足することから、利用日において収益を認識しております。連泊の場合には、独立販売価格で取引価格を各利用日に配分しております。

これらの取引の対価は、顧客との間では主に受付時に前受けして受領しております。

なお、利用時にポイントを付与するカスタマー・ロイヤリティ・プログラム「ＡＢポイント」については、交換される特典の独立販売価格を基礎として取引価格の配分を行い、顧客がポイントを使用した時点で履行義務を充足することから、ポイントが使用された時点で収益を認識しております。

## 2. 会計上の見積りに関する注記

### (固定資産の減損損失)

#### ① 計算書類に計上した金額

|        | 貸借対照表計上額 (千円) |
|--------|---------------|
| 有形固定資産 | 18,690,347    |
| 無形固定資産 | 31,161        |
| 減損損失   | —             |

#### ② 認識した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

減損の兆候については、資産又は資産グループが使用されている営業活動から生ずる損益又は、キャッシュ・フローが継続してマイナスとなっているか、あるいは、当期以降プラスとなる見込みがないこと等とし、資産又は資産グループの主要な経済耐用年数と20年のいずれか短い期間での将来キャッシュ・フローを見積り、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合に減損損失を認識することとしております。

当事業年度におきましては、減損の兆候は見られなかったため、減損損失を認識しておりません。

当社は、翌事業年度以降の見込み及び割引前将来キャッシュ・フローについて取締役会によって承認された利益計画に基づいて予測しております。当該予測は、経営環境等の企業の外部要因に関する情報を踏まえ、需要動向と将来の売上予測の仮定を含みます。

当該見積りについて、将来の不確実な経済状況の変動等により、これらの仮定に重要な変更が生じた場合、翌事業年度の財務諸表に重要な影響を与える可能性があります。

### 3. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 6,393,960千円

(2) 関係会社に対する金銭債権債務は次のとおりであります。

|        |          |
|--------|----------|
| 短期金銭債権 | 11,665千円 |
| 長期金銭債権 | 32,262千円 |
| 短期金銭債務 | 9,046千円  |

(3) 貸出コミットメント契約

当社におきましては、設備資金及び運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行4行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。これらの契約に基づく当事業年度末における当座貸越契約及び貸出コミットメントに係る借入未実行残高は次のとおりであります。

|                       |             |
|-----------------------|-------------|
| 当座貸越限度額及び貸出コミットメントの総額 | 6,750,000千円 |
| 借入実行額                 | 1,971,000千円 |
| 差引額                   | 4,779,000千円 |

### 4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

|            |          |
|------------|----------|
| 売上高        | 27,417千円 |
| 売上原価       | 13,483千円 |
| 販売費及び一般管理費 | 14,168千円 |

## 5. 株主資本等変動計算書に関する注記

### (1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

| 株 式 の 種 類 | 当事業年度期首の株式数   | 当事業年度増加株式数 | 当事業年度減少株式数 | 当事業年度末の株式数    |
|-----------|---------------|------------|------------|---------------|
| 普 通 株 式   | 14, 176, 000株 | 一株         | 一株         | 14, 176, 000株 |

### (2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

| 株 式 の 種 類 | 当事業年度期首の株式数 | 当事業年度増加株式数 | 当事業年度減少株式数 | 当事業年度末の株式数 |
|-----------|-------------|------------|------------|------------|
| 普 通 株 式   | 427株        | 39株        | 一株         | 466株       |

(注) 自己株式の数の増加は、単元未満株式の買取り39株による増加分であります。

### (3) 剰余金の配当に関する事項

#### ① 配当金支払額

| (決議)                      | 株式の種類 | 配当金の総額<br>(千円) | 配当の原資 | 1株当たり<br>配当額(円) | 基 準 日      | 効 力 発 生 日  |
|---------------------------|-------|----------------|-------|-----------------|------------|------------|
| 2024年6月26日<br>定 時 株 主 総 会 | 普通株式  | 226, 809       | 利益剰余金 | 16. 0           | 2024年3月31日 | 2024年6月27日 |

#### ② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの

| (決議)                      | 株式の種類 | 配当金の総額<br>(千円) | 配当の原資 | 1株当たり<br>配当額(円) | 基 準 日      | 効 力 発 生 日  |
|---------------------------|-------|----------------|-------|-----------------|------------|------------|
| 2025年6月24日<br>定 時 株 主 総 会 | 普通株式  | 283, 510       | 利益剰余金 | 20. 0           | 2025年3月31日 | 2025年6月25日 |

## 6. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ① 金融商品に対する取組方針

当社は、設備投資計画に照らして必要な資金（主に銀行借入）を調達しております。一時的な余剰資金は主に流動性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。なお、投機的な取引は行わない方針であります。

#### ② 金融商品の内容及びリスク

営業債権である売掛金は、主にお客様がクレジットカード決済及びＯＴＡ（楽天トラベル・じゃらん等）において決済を行ったことによるものであります。

当社は質貸人等に対し契約締結時に敷金及び保証金を差し入れております。

借入金及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は主に設備投資に係る資金調達を目的としたものであります。このうち一部は、金利変動リスクに晒されております。

#### ③ 金融商品に係るリスク管理体制

##### イ. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

売掛金については、信用度の高いクレジットカード会社やＯＴＡを相手先とし、クレジットカード会社及びＯＴＡ先ごとの期日管理及び残高管理を行っております。

敷金及び保証金については、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

##### ロ. 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

借入金の金利変動リスクに備え、必要に応じて金利条件の見直しや借換え等を検討いたします。

##### ハ. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

#### ④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。また、現金及び預金は注記を省略しており、売掛金、未払金及び未払法人税等は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

単位:千円

|                | 貸借対照表<br>計上額 (※1) | 時価 (※1)     | 差額       |
|----------------|-------------------|-------------|----------|
| (1) 敷金及び保証金    | 552,894           | 412,066     | △140,827 |
| (2) 長期借入金 (※2) | (7,204,192)       | (7,114,255) | △89,936  |
| (3) リース債務 (※3) | (2,858,074)       | (2,951,491) | 93,416   |
| (4) 預り保証金      | (31,535)          | (27,065)    | △4,469   |

(※1) 負債に計上されているものについては、( ) で示しております。

(※2) 1年内返済予定の長期借入金を含めて記載しております。

(※3) 1年内支払予定のリース債務を含めて記載しております。

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産および金融負債

| 区分          | 時価（千円） |            |       |            |
|-------------|--------|------------|-------|------------|
|             | レベル 1  | レベル 2      | レベル 3 | 合計         |
| (1) 敷金及び保証金 | —      | 412,066    | —     | 412,066    |
| 資産計         | —      | 412,066    | —     | 412,066    |
| (2) 長期借入金   | —      | 7,114,255  | —     | 7,114,255  |
| (3) リース債務   | —      | 2,951,491  | —     | 2,951,491  |
| (4) 預り保証金   | —      | 27,065     | —     | 27,065     |
| 負債計         | —      | 10,092,811 | —     | 10,092,811 |

（注）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

敷金及び保証金

これらの時価は、差入先ごとにそのキャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標で割り引いた現在価値により算定しており、レベル 2 の時価に分類しております。

長期借入金、リース債務

これらの時価は、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル 2 の時価に分類しております。

預り保証金

これらの時価は、受入期間ごとにそのキャッシュ・フローを国債の利回り等適切な利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル 2 の時価に分類しております。

## 7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

|                 |          |
|-----------------|----------|
| 繰延税金資産          | (千円)     |
| 未払賞与            | 12,689   |
| 未払事業税           | 36,187   |
| 契約負債            | 24,449   |
| 役員退職慰労引当金       | 17,908   |
| 仲介手数料           | 35,400   |
| 資産除去債務          | 281,824  |
| その他             | 55,796   |
| 繰延税金資産合計        | 464,255  |
| 繰延税金負債          |          |
| 資産除去債務に対応する除去費用 | △199,701 |
| 繰延税金負債合計        | △199,701 |
| 繰延税金資産の純額       | 264,554  |

(注) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第13号）が2025年3月31日に国会で成立し、2026年4月1日以後開始する事業年度より防衛特別法人税の課税が行われることになりました。これに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.1%から31.0%に変更し計算しております。

この変更により、当事業年度の繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）が5,402千円増加し、法人税等調整額（借方）が5,402千円減少しております。

## 8. 収益認識に関する注記

### (1) 収益の分解

当社の顧客との契約から生じる収益は10,647,966千円、その他の収益は31,080千円であります。

### (2) 収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針に係る事項」の「収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

### (3) 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

契約資産及び契約負債の残高等

|                     |           |
|---------------------|-----------|
| 顧客との契約から生じた債権（期首残高） | 638,501千円 |
| 顧客との契約から生じた債権（期末残高） | 695,413千円 |
| 契約負債（期首残高）          | 124,754千円 |
| 契約負債（期末残高）          | 210,141千円 |

## 9. 1株当たり情報に関する注記

|            |         |
|------------|---------|
| 1株当たり純資産額  | 899円37銭 |
| 1株当たり当期純利益 | 179円36銭 |

## 10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

## 計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2025年 5 月13日

A B ホテル株式会社  
取締役会 御中

監査法人東海会計社  
愛知県名古屋市

代 表 社 員 公認会計士 神 谷 善 昌  
業 務 執 行 社 員  
代 表 社 員 公認会計士 大 島 幸 一  
業 務 執 行 社 員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、A B ホテル株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第11期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第11期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じ説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

監査法人東海会計社の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月13日

|             |       |      |   |
|-------------|-------|------|---|
| A B ホテル株式会社 |       | 監査役会 |   |
| 常勤監査役       | 小林哲司  |      | 印 |
| 社外監査役       | 小野内宣行 |      | 印 |
| 社外監査役       | 光岡要次郎 |      | 印 |

以上

## 株主総会参考書類

### 議案及び参考事項

#### 第1号議案 剰余金処分の件

当社は株主の皆様への利益還元を経営上の最重要課題のひとつと考え、安定配当の維持を基本としながら、今後の事業展開及び企業体質の強化に備えた内部留保の充実等を勘案して決定する方針であります。

#### 期末配当に関する事項

- ① 配当財産の種類  
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式 1株につき金20円  
配当総額は283,510,680円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日  
2025年6月25日といたします。

## 第2号議案 取締役5名選任の件

取締役全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の強化のため1名を増員し、取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者<br>番 号                                                                                                                                                                                      | 氏 名<br>(生 年 月 日)                    | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重 要 な 兼 職 の 状 況)                                                                                                                                             | 所 有 す る<br>当社の株式数 |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 1                                                                                                                                                                                               | くつ な かず き<br>沓 名 一 樹<br>(1980年3月9日) | 2003年6月 株式会社東洋入社<br>2010年1月 同社ＡＢホテル部長<br>2011年6月 同社取締役ＡＢホテル部長<br>2014年10月 同社取締役<br>当社専務取締役<br>2015年4月 当社専務取締役最高執行責任者<br>2016年9月 当社代表取締役社長（現任）<br><br>(重要な兼職の状況)<br>ＡＢ開発株式会社代表取締役 | 5,056,437株        |
| 【取締役候補者とした理由】<br>沓名一樹氏は、親会社である株式会社東洋に入社しホテル部門の責任者を経験してまいりました。会社分割後は、常に当社の陣頭指揮を執ってまいりました。また、社長就任後は、中期経営計画の策定や機関投資家との会話により持続的な企業価値の向上に努め、様々な企業経営の課題に取り組んでおり、今後も力強いリーダーシップを期待できることから、取締役候補者となりました。 |                                     |                                                                                                                                                                                  |                   |
| 2                                                                                                                                                                                               | おお つ げん<br>大 津 玄<br>(1984年4月3日)     | 2007年4月 日興コーディアル証券株式会社<br>(現ＳＭＢＣ日興証券株式会社) 入社<br>2013年11月 株式会社東洋入社<br>2014年10月 当社に株式会社東洋より転籍<br>2016年9月 当社開発部長<br>2017年10月 当社取締役ホテル事業部長（現任）                                       | 1,383株            |
| 【取締役候補者とした理由】<br>大津玄氏を取締役候補者とした理由は、入社以来開発部門、ホテル部門の責任者を歴任し、当社の業務全般に精通しており、今後も当社が営む事業の更なる成長に寄与することが期待されることから取締役候補者となりました。                                                                         |                                     |                                                                                                                                                                                  |                   |

| 候補者<br>番 号 | 氏 名<br>(生 年 月 日)                                                                                                                                                                                                                                                                     | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重 要 な 兼 職 の 状 況)                                                                                                                 | 所 有 す る<br>当社の株式数 |
|------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| ※ 3        | おお で あき よし<br>大 出 章 喜<br>(1984年 6 月 19 日)                                                                                                                                                                                                                                            | 2009年 7 月 光生アルミニウム工業株式会社入社<br>2017年 7 月 当社入社<br>2020年10月 当社経理部長<br>2021年 4 月 当社執行役員経理部長（現任）                                                          | 178株              |
|            | <b>【取締役候補者とした理由】</b><br>大出章喜氏を取締役候補者とした理由は、当社入社以来一貫して管理部門に所属し、財務部門の責任者として、企業会計、ファイナンス業務等に精通しており、今後とも財務体質及びガバナンス体制の強化に期待できることから取締役候補者となりました。                                                                                                                                          |                                                                                                                                                      |                   |
| 4          | いし はら だい すけ<br>石 原 大 輔<br>(1974年 1 月 9 日)                                                                                                                                                                                                                                            | 1996年 4 月 有限会社プロミネント入社<br>2008年12月 弁護士登録<br>2009年 1 月 21世紀法律事務所入所<br>2012年 4 月 知立法律事務所開所（現任）<br>2018年 6 月 当社社外取締役（現任）<br><br>（重要な兼職の状況）<br>知立法律事務所代表 | 1,041株            |
|            | <b>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】</b><br>石原大輔氏を社外取締役候補者とした理由は、企業法務に関する弁護士としての経験と専門的知識を有しており、法律の専門家としての客観的な立場から当社の経営に対する適切な監督を行っていただくこと、また当社から独立した立場にあり、当社のコーポレート・ガバナンスの一層の強化を図ることを期待したためであります。<br>なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で経営に関与された経験はありませんが、上記理由により、社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。 |                                                                                                                                                      |                   |

| 候補者<br>番 号 | 氏 名<br>(生 年 月 日)                            | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重 要 な 兼 職 の 状 況)                                                                                                                                                                                              | 所 有 す る<br>当社の株式数 |
|------------|---------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 5          | すざ つか み ゆ き<br>杉 坂 美 由 紀<br>(1965年 5 月 5 日) | 1988年 6 月 有限会社長谷川司法書士事務所入所<br>1995年11月 司法書士登録<br>杉坂司法書士事務所入所<br>2010年 4 月 同事務所代表に就任（現任）<br>2024年 6 月 当社社外取締役（現任）<br><br>(重要な兼職の状況)<br>杉坂司法書士事務所代表                                                                                 | 162株              |
|            |                                             | 【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】<br>杉坂美由紀氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏は司法書士として会社法等について豊富な知見を有しており、当社について専門的な観点から取締役の職務執行に対する監督、助言等いただくことを期待したためであります。<br>なお、同氏は、社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。 |                   |

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 石原大輔氏及び杉坂美由紀氏は、社外取締役候補者であります。
3. 石原大輔氏及び杉坂美由紀氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって石原大輔氏が7年、杉坂美由紀氏が1年となります。
4. 所有する当社の株式数には、A B ホテル役員持株会の所有株式数を含めて記載しております。
5. 沓名一樹氏の所有する当社の株式数には、同氏の資産管理会社であるA B 開発株式会社が所有する株式数を含んでおります。なおA B 開発株式会社は、2025年5月13日にA B 開発合同会社から組織変更した会社であります。
6. 当社は、石原大輔氏及び杉坂美由紀氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく賠償責任の限度額は同法第425条第1項に定める額としており、両氏の再任が承認された場合には、当社は両氏との間で当該契約を継続する予定であります。

7. 当社は保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者の経営判断に関わる責任を追及する訴訟の損害を当該保険契約によって補填することとしております（ただし、被保険者の重大な過失を除く）。候補者が取締役を選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。  
また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
8. 当社は、石原大輔氏及び杉坂美由紀氏を東京証券取引所並びに名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。両氏が再任された場合は、当社は引き続き両氏を独立役員とする予定であります。
9. ※印は、新任の取締役候補者であります。

### 第3号議案 監査役3名選任の件

監査役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者<br>番 号 | ふ り が な<br>氏 (生 年 月 日)                                                                                       | 略 歴、当 社 に お け る 地 位<br>(重 要 な 兼 職 の 状 況) | 所 有 す る<br>当 社 の 株 式 数 |
|------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------|------------------------|
| 1          | こ ばやし てつ じ<br>小 林 哲 司<br>(1977年3月11日)                                                                        | 1999年4月 株式会社東祥入社                         | 2,011株                 |
|            |                                                                                                              | 2015年9月 当社に株式会社東祥より転籍                    |                        |
|            |                                                                                                              | 2015年9月 当社監査役                            |                        |
|            |                                                                                                              | 2016年9月 当社内部統制室室長                        |                        |
|            |                                                                                                              | 2021年6月 当社常勤監査役（現任）                      |                        |
|            | 【監査役候補者とした理由】<br>小林哲司氏は、当社入社以来監査役、内部統制室に従事し、会社全般の業務内容に精通しており、中立的な立場から客観的な意見を述べ、監査役として職責を適切に遂行できるものと判断しております。 |                                          |                        |

| 候補者<br>番 号                                                                                                      | ふ<br>り<br>が<br>な<br>氏<br>名<br>(生 年 月 日)      | 略 歴、当 社 に お け る 地 位<br>(重 要 な 兼 職 の 状 況)                                                                                                                                                                                                                                                                    | 所 有 す る<br>当 社 の 株 式 数 |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------|
| 2                                                                                                               | お の うち のぶ ゆき<br>小 野 内 宣 行<br>(1949年 4 月 2 日) | 1972年 3 月 金子公認会計士事務所入所<br>1973年 9 月 稲垣会計事務所入所<br>1974年 3 月 有限会社小野内塗装店入社<br>1975年 9 月 平岩邦範税理士事務所入所<br>1976年 5 月 花井税務会計事務所入所<br>1979年 6 月 税理士登録<br>1980年 1 月 小野内会計事務所開業 所長<br>(現任)<br>1986年 2 月 株式会社エス・エム・シー設立<br>代表取締役 (現任)<br>2015年 6 月 当社社外監査役 (現任)<br><br>(重要な兼職の状況)<br>小野内会計事務所 所長<br>株式会社エス・エム・シー 代表取締役 | 1,081株                 |
| 【社外監査役候補者とした理由】<br>小野内宣行氏を社外監査役候補者とした理由は、同氏が税理士としての専門的な知識と幅広い見識を有しており、それらを社外監査役として当社の監査に反映していただくことを期待したためであります。 |                                              |                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |                        |

| 候補者<br>番 号 | 氏 名<br>(生 年 月 日)                              | 略 歴、当 社 に お け る 地 位<br>(重 要 な 兼 職 の 状 況)                                                                                                                                                                                               | 所 有 す る<br>当 社 の 株 式 数 |
|------------|-----------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------|
| 3          | みつ おか よう じ ろう<br>光 岡 要 次 郎<br>(1971年 7 月 9 日) | 1997年 1 月 監査法人伊東会計事務所入所<br>2000年 3 月 公認会計士登録<br>2004年 7 月 光岡会計事務所開業（現任）<br>2015年 9 月 シンボ株式会社社外監査役就任<br>（現任）<br>2016年 9 月 当社社外監査役（現任）                                                                                                   | 1,081株                 |
|            |                                               | （重要な兼職の状況）<br>光岡会計事務所 所長<br>シンボ株式会社 社外監査役                                                                                                                                                                                              |                        |
|            |                                               | 【社外監査役候補者とした理由】<br>光岡要次郎氏を社外監査役候補者とした理由は、同氏が公認会計士としての専門的な知識と幅広い知見を有しており、それらを社外監査役として当社の監査に反映していただけるものと判断し、社外監査役として選任をお願いするものがあります。なお、同氏は社外役員になること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、公認会計士として企業会計、税務に精通しており、当社の社外監査役としてその責務を適切に遂行できるものと判断しております。 |                        |

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 小野内宣行氏及び光岡要次郎氏は、社外監査役候補者であります。
3. 候補者小林哲司氏は、当社の親会社であります株式会社東祥の業務執行者であり、過去10年間の地位及び担当は、上記「略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）」欄に記載のとおりであります。
4. 小野内宣行氏及び光岡要次郎氏は、現在、当社の社外監査役であります。それぞれの監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって小野内宣行氏が10年、光岡要次郎氏が8年となります。
5. 当社は、小野内宣行氏及び光岡要次郎氏の間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は同法第425条第1項に定める額としており、両氏の再任が承認された場合には、当社は両氏との間で当該契約を継続する予定であります。
6. 当社は保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社監査役を含む被保険者の経営判断に関わる責任を追及する訴訟の損害を当該保険契約によって補填することとしております（ただし、被保険者の重大な過失を除く）。候補者が監査役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。
- また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
7. 当社は、小野内宣行氏及び光岡要次郎氏を東京証券取引所並びに名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として両取引所に届け出ております。両氏の再任が承認された場合には、当社は両氏を引き続き独立役員とする予定であります。
8. 所有する当社の株式数には、A B ホテル役員持株会の所有株式数を含めて記載しております。

以上

